



## 平成27年度における沖縄地区の下請法の運用状況等について

平成28年6月16日 内閣府沖縄総合事務局 総務部公正取引室

## 第1 下請法の運用状況

## 1 書面調査の実施状況

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事 実についての自発的な情報提供(申告)が期待しにくいことから、親事業者及び 当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的に書面調査を実施するな どして、違反行為の発見に努めてきている。

書面調査は、内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室(以下「沖縄公正取引室」という。)管内に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者420名(製造委託等 (注1)251名、役務委託等 (注2)169名)及び当該親事業者と取引のある下請事業者500名(製造委託等220名、役務委託等280名)を対象に実施した(第1表参照)。

- (注1) 製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。
- (注2) 情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

区分		親事業者	調査(名)	下請事業者調査(名)		
	年 度	全 国	沖縄	全 国	沖 縄	
平	成 27 年度	39, 101	420	214, 000	500	
	製造委託等	26, 559	251	151, 499	220	
	役務委託等	12, 542	169	62, 501	280	
平	成 26 年度	38, 982	288	213, 690	411	
	製造委託等	25, 935	188	152, 504	273	
	役務委託等	13, 047	100	61, 186	138	
平	成 25 年度	38, 974	261	214, 044	550	
	製造委託等	26, 217	164	148, 332	261	
	役務委託等	12, 757	97	65, 712	289	

第1表 書面調査の実施状況

# 2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況 (第2表参照)

#### ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は41件(製造委託等22件,役務委託等19件)であり、事件の端緒としては、いずれも公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものである。

### イ処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は42件(製造委託等23件、役

務委託等19件)であり、このうち40件(製造委託等22件、役務委託等18件)について指導を行った。主な指導事件の概要は別紙1のとおりである。

# ウ 管内の措置件数

管内を含む全国の都道府県ごとの措置件数の内訳は別紙2のとおりである。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位:件]

		立	5 坦 差	工 从 *	h	処 理 件 数					
	年 度		新規着手件数				措置				
			書面調査	申告	中小企業 庁長官か らの措置 請求	計	<sup>注</sup> 勧告	指導	小計	不問	計
77	成 27 年度	全国	6, 210	95	0	6, 305	4	5, 980	5, 984	287	6, 271
<del>     </del>	·	沖縄	41	0	0	41	0	40	40	2	42
	制性未託性	全国	4, 382	69	0	4, 451	4	4, 224	4, 228	196	4, 424
	製造委託等	沖縄	22	0	0	22	0	22	22	1	23
	<b>4.1.7ケチ</b> ライケケ	全国	1, 828	26	0	1, 854	0	1, 756	1, 756	91	1, 847
	役務委託等	沖縄	19	0	0	19	0	18	18	1	19
	5 <del>1</del> 00	全国	5, 723	83	1	5, 807	7	5, 461	5, 468	376	5, 844
	平成 26 年度	沖縄	53	0	0	53	0	45	45	7	52
	制性表計學	全国	4, 074	62	1	4. 137	7	3, 904	3, 911	250	4, 161
	製造委託等	沖縄	36	0	0	36	0	30	30	5	35
		全国	1, 649	21	0	1, 670	0	1, 557	1, 557	126	1, 683
	役務委託等	沖縄	17	0	0	17	0	15	15	2	17
-	ᄧᅷᅂᄹᆓ	全国	5, 418	59	1	5, 478	10	4, 949	4, 959	466	5, 425
•	P成 25 年度	沖縄	57	0	0	57	0	45	45	13	58
	制性表計學	全国	3, 631	37	1	3, 669	8	3, 339	3, 347	293	3, 640
	製造委託等	沖縄	27	0	0	27	0	23	23	5	28
	4元マケチョナケケ	全国	1, 787	22	0	1, 809	2	1, 610	1, 612	173	1, 785
	役務委託等	沖縄	30	0	0	30	0	22	22	8	30

<sup>(</sup>注) 勧告又は指導を行った事件の中には、製造委託等及び役務委託等との双方において違反行為が認められたものがあるが、本表においては、当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して、 件数を計上している。

#### (2) 下請法違反行為の類型別件数の状況(第3表参照)

- ア 指導を行った事件における下請法違反行為を類型別にみると、延べ合計で 72件となっており、このうち、製造委託等に係るものが42件、役務委託 等に係るものが30件となっている。
- イ 発注書面の交付義務違反等を定めた手続規定違反(下請法第3条又は第5条違反)は42件(類型別件数の延べ合計の58.3%)となっており、このうち、製造委託等に係るものが24件、役務委託等に係るものが18件となっている。

- ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反(下請法第4条違反)は30件 (類型別件数の延べ合計の41.7%)である。その内訳は、①下請代金の 支払遅延が23件(実体規定違反に係る類型別件数の延べ合計の76.7%)、 ②下請代金の減額が5件(同16.7%)等となっている。
- (7) 製造委託等に係る実体規定違反は18件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が11件(製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の延べ合計の61.1%)、②下請代金の減額が5件(同27.8%)等となっている。
- (イ) 役務委託等に係る実体規定違反は12件であり、全て下請代金の支払遅延 によるものとなっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位:件]

	区	分	手続	規定達	起反	実体規定違反			豆									
	年 度		書面交付義務	書類保 存義務	小計	頸 哲	翅	減額	返品	買い たたき	購入等 強制	期決済	割困難形	科益提供要請	やり 直し等	報復 措置	小計	合計
777	世 07 左帝	鉬	4, 507	470	4, 977	19	3, 131	373	14	631	69	56	210	161	33	0	4, 697	9, 674
4	成 27 年度	沖縄	37	5	42	0	23	5	0	1	0	1	0	0	0	0	30	72
	製造委託等	组	3, 294	344	3, 638	17	2, 070	281	12	518	42	53	201	138	24	0	3, 356	6, 994
	发起安武寺	沖縄	20	4	24	0	11	5	0	1	0	1	0	0	0	0	18	42
	<b>尔</b> 亚女 <del>天 -</del> 17年	组	1, 213	126	1, 339	2	1, 061	92	2	113	27	3	9	23	9	0	1, 341	2, 680
	役務委託等	沖縄	17	1	18	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	30
777	世 06 左曲	錮	4, 067	484	4, 551	32	2, 843	383	15	735	46	60	253	135	27	0	4, 529	9, 080
4	成 26 年度 	沖縄	41	7	48	0	20	2	0	0	0	0	0	0	0	0	22	70
	製造委託等	錮	3, 020	353	3, 373	29	1, 880	317	15	609	35	59	241	123	17	0	3, 325	6, 698
	发担女正守	沖縄	28	4	32	0	12	1	0	0	0	0	0	0	0	0	13	45
	<b>须数<del>末</del>€红</b> 学	錮	1, 047	131	1, 178	3	963	66	0	126	11	1	12	12	10	0	1, 204	2, 382
	役務委託等	沖縄	13	3	16	0	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	9	25
177	成 25 年度	錮	4, 186	939	5, 125	42	1, 488	228	20	86	60	44	208	29	45	0	2, 250	7, 375
-	, ,	沖縄	37	2	39	0	20	2	0	1	0	0	0	0	0	0	23	62
	製造委託等	组	2, 879	607	3, 486	31	886	182	20	65	32	42	190	26	25	0	1, 499	4, 985
	农坦女记寸	沖縄	18	2	20	0	11	2	0	0	0	0	0	0	0	0	13	33
	<b>犯数未</b> 红学	组	1, 307	332	1, 639	11	602	46	0	21	28	2	18	3	20	0	751	2, 390
	役務委託等	沖縄	19	0	19	0	9	0	0	1	0	0	0	0	0	0	10	29

- (注1) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、違反行為の 類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数(「勧告」及び「指導」の合計件数)とは一致しない。
- (注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。
  - (3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

平成27年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者13名から、下請事業者54名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額448万円相当の原状回復が行われた。

- (注) 第4表~第6表中の金額は1万円未満を切り捨てているため、総額と各表記載の額の合計額とは一致しない。
- ア 下請代金の減額事件において、親事業者は、下請事業者33名に対し、総額364万円の減額分を返還した(第4表参照)。

第4表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

項 目 年 度		項目返還を行った返親事業者数下		返還の年度総額
平成 27 年度	全国	93名	4, 405 名	7億7050万円
十成 27 千及	沖縄	5名	33 名	364 万円
ᄑᅷᅂᄯᄨ	全国	108名	2, 253 名	4 億 499 万円
平成 26 年度	沖縄	1名	1名	21 万円
平成 25 年度	全国	127 名	3,777名	5 億 4558 万円
	沖縄	1名	8名	84 万円

イ 下請代金の支払遅延事件において、親事業者は、下請事業者20名に対し、 総額47万円の遅延利息を支払った(第5表参照)。

第5表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

	がで表 「HI (型の人)は足足手(11-85)」の足足(1)心の人は(7)に							
年度	項目	支払を行った 親事業者数	支払を受けた 下請事業者数	支払の年度総額				
平成 27 年度	全国	124名	2, 857 名	3億2691万円				
十队 27 千及	沖縄	7名	20 名	47 万円				
亚宁 00 左应	全国	91 名	1, 783 名	6299 万円				
平成 26 年度	沖縄	2名	6名	1 万円				
平成 25 年度	全国	110名	1, 765 名	1億1107万円				
十八人20 十尺	沖縄	1名	4名	1 万円				

ウ 下請代金の買いたたき事件において、親事業者は、下請事業者1名に対し、 総額36万円の買いたたき分を返還した(第6表参照)。

第6表 下請代金の買いたたき事件における買いたたき分の返還状況

メル・ラン・ 「 前川  な土  いっとこ  「八月  」 このの  、 のうとい  でして  こう  こんと  こん  こん  こん  こん  こん  こん  こん  こん  こ									
年度	項目	返還を行った 親事業者数	返還を受けた 下請事業者数	返還の年度総額					
平成 27 年度	全国	2名	2名	38 万円					
十成 27 年度	沖縄	1名	1名	36 万円					
ᄑᅷᅂᄯᄨ	全国	1名	2名	657 万円					
平成 26 年度	沖縄		1						
平成 25 年度	全国	_	_	_					
	沖縄	_	_	_					

(注) 該当がない場合を「一」で示した。

#### 第2 企業間取引の公正化への取組

沖縄公正取引室においては、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制(以下「下請法等」という。)に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施しているところ、平成27年度の状況は次のとおりである。

#### 1 下請法に係る講習会

(1)下請取引適正化推進講習会

公正取引委員会は、下請法の普及・啓発を図るため、毎年11月を「下請取

引適正化推進月間」と定めており、沖縄公正取引室は、内閣府沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課と共同して、下請法の概要等を説明する下請取引適正化 推進講習会を実施している。

平成27年度においては、当該講習会を1会場で実施した。

## (2) 下請法基礎講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや、下請取引適正化推進講習会の参加者からの初心者向けの講習を受けたいといった要望等を踏まえ、親事業者を対象として、下請法の基礎的な説明を行う「下請法基礎講習会」を実施している。 平成27年度においては、当該講習会を2会場で実施した。

## 2 下請法等に係る相談・指導

## (1) 相談•指導

沖縄公正取引室では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。 平成27年度においては14件に対応した。

### (2) 中小事業者のための移動相談会

下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、当該中小事業者が所在する地域に沖縄公正取引室の職員が出向いて、下請法等について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している。

平成27年度においては、当該相談会を1か所で実施した。

#### 3 下請取引等改善協力委員

下請法等の効果的な運用に資するため、下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。平成28年3月末時点における沖縄公正取引室管内の下請取引等改善協力委員は3名である。

平成27年度においては、6月から7月にかけて下請取引等改善協力委員から 下請取引の現状等について意見聴取を行った。

## 平成27年度における主な指導事件

## 1 下請代金の支払遅延(第4条第1項第2号)

- ① 食料品の容器包装の製造を下請事業者に委託しているA社は、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した月の翌月末までに下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、「毎月末日締切、翌々月末日支払」の支払制度を採っているため、一部の製品の下請代金については、最長32日の支払遅延が生じることとなった。
- ② 顧客から依頼された家電修理を下請事業者に委託しているB社は、自社の事務 処理が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日 を経過して下請代金を支払っていた。
- ③ 貨物の運送を下請事業者に委託をしているC社は、下請事業者からの請求書の 提出が遅れたことを理由に、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金 を支払っていた。

# 2 下請代金の減額(第4条第1項第3号)

○ 食料品の製造を下請事業者に委託しているD社は、下請事業者に対し、自社が 負担すべき注文書の印刷等に要する費用を「情報料」と称して、下請代金の額に 一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。

# 3 買いたたき (第4条第1項第5号)

○ 食料品の製造を下請事業者に委託している E社は、下請事業者と単価の引き上げを合意したにもかかわらず、合意前の単価を適用し下請代金を支払っていた。

### 4 有償支給原材料等の対価の早期決済(第4条第2項第1号)

○ 食料品の製造を下請事業者に委託しているF社は、下請事業者に対し、有償で原材料等を支給しているが、当該原材料の対価について、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日よりも早い時期に支払わせていた。

# 措置件数(5,984件)の都道府県ごとの内訳

[単位:件,(%)]

地区	都道府県	件数	割合
北海道地区	北海道	184	(3.1)
	青森県	39	(0.7)
	岩手県	49	(8.0)
東北地区	宮城県	68	(1.1)
<b>東北地区</b>	秋田県	29	(0.5)
	山形県	59	(1.0)
	福島県	59	(1.0)
東北地区計		303	(5.1)
	茨城県	60	(1.0)
	栃木県	58	(1.0)
	群馬県	69	(1.2)
	埼玉県	160	(2.7)
関東甲信越	千葉県	107	(1.8)
地区	東京都	1,800	(30.1)
	神奈川県	264	(4.4)
	新潟県	98	(1.6)
	山梨県	29	(0.5)
	長野県	85	(1.4)
関東甲信越	地区計	2,730	(45.6)
	富山県	45	(8.0)
	石川県	59	(1.0)
中部地区	岐阜県	78	(1.3)
中中地区	静岡県	126	(2.1)
	愛知県	291	(4.9)
	三重県	47	(8.0)
中部地区計		646	(10.8)

地区	都道府県	件数	割合	
	福井県	49	(8.0)	
	滋賀県	67	(1.1)	
	京都府	154	(2.6)	
近畿地区	大阪府	716	(12.0)	
	兵庫県	220	(3.7)	
	奈良県	23	(0.4)	
	和歌山県	32	(0.5)	
近畿地区計		1,261	(21.1)	
	鳥取県	31	(0.5)	
	島根県	34	(0.6)	
中国地区	岡山県	110	(1.8)	
	広島県	138	(2.3)	
	山口県	51	(0.9)	
中国地区計		364	(6.1)	
	徳島県	18	(0.3)	
ᄪᄪᄥᅜ	香川県	37	(0.6)	
四国地区	愛媛県	39	(0.7)	
	高知県	18	(0.3)	
四国地区計		112	(1.9)	
	福岡県	177	(3.0)	
	佐賀県	21	(0.4)	
	長崎県	30	(0.5)	
九州地区	熊本県	37	(0.6)	
	大分県	30	(0.5)	
	宮崎県	19	(0.3)	
	鹿児島県	30	(0.5)	
九州地区計		344	(5.8)	
沖縄地区	沖縄県	40	(0.7)	
全国計		5,984	(100)	

- (注1) 措置を採った親事業者の本社所在地により区分している。
- (注2)( )内の数値は全国計に占める比率であり、小数点以下第2位を四捨五入しているため、 合計は必ずしも100とならない。